

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

平成29年4月1日現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人楽寿会
主たる事務所の所在地	〒979-0201 いわき市四倉町西三丁目14番地の6
代表者（職名・氏名）	理事長 木村守和
設 立 年 月 日	昭和55年8月13日
電 話 番 号	0246-32-6381

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	楽寿荘通所介護事業所	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1	
電 話 番 号	0246-32-6383	
指定年月日・事業所番号	2012年4月1日指定	0770400380
利 用 定 員	定員24人	
通常の事業の実施地域	いわき市平（草野地域）・四倉・久ノ浜（田之網地域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	午前7時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時10分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤2人（兼務）
看護職員	常勤1人（兼務）、非常勤1人（兼務）
介護職員	常勤5人（兼務）、非常勤6人（兼務）
機能訓練指導員	常勤1人（兼務）、非常勤1人（兼務）

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 門馬富士子 水野憲一
管理責任者の氏名	管理者 佐藤英介

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当】

サービス名称	対象	サービスの内容	算定単位
通所型サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1,647単位/月
通所型サービス2	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	3,377単位/月
通所型サービス1 回数	事業対象者、 要支援1	1月につき4回まで	378単位/回
訪問型サービス2 回数	事業対象者、 要支援2	1月につき5回から8回まで	389単位/回

(注1) 上記の算定単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら算定単位も自動的に改訂されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の算定単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件		算定単位
サービス提供体制 強化加算（I）イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している	要支援1	72単位/月
		要支援2	144単位/月
介護職員 処遇改善加算 I	場合		所定単位×59/1,000

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)か(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の30日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東邦銀行 四倉支店 普通口座 110480 名義 楽寿荘通所介護事業所 管理者 佐藤英介
現金払い	毎月10日以降前月分の請求書を作成し、利用時にお渡しいたしますので次回利用時に持参するか若しくは、事務所窓口にてお支払ください。 (平日午前8時30分～午後5時30分まで)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0246-32-6383 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	いわき市長寿介護課	電話番号 0246-22-7467
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-523-2871

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

附則

この介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）は、平成29年4月1日より施行する。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 いわき市四倉町上仁井田字横川 74-1
事業者（法人）名 社会福祉法人楽寿会
楽寿荘通所介護事業所

管理者・氏名 佐藤英介 印

説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印